

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|----------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容 | | 地位の承継の承認 |
| 根拠法令及び条項 | | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条 |
| 所管部課係名 | | まちづくり未来部建築審査課住宅係 |
| 審査基準 | 関係条項 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第14条 平成21年2月24日国土交通省告示第209号 新座市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 根拠法令及び関係条項による審査基準 |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 総日数 7日 |
| | 設定等年月日 | 平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更) |